

第1回秩父市立病院建設計画策定委員会 次第

日 時 令和6年7月24日（水）

午後3時30分～

場 所 秩父市役所 本庁舎4階第1・第2委員会室

1 開 会

2 委嘱書（任命書）の交付

3 市長あいさつ

4 諮 問

5 自己紹介

6 議 題

（1）委員長及び副委員長の互選について

（2）秩父市立病院の現状と過去の検討経緯について

（3）基本構想策定スケジュール（案）について

（4）会議の進め方について

7 閉 会

秩父市立病院建設計画策定委員会 委員名簿（令和6年7月24日 委嘱・任命）

委員

No.	所属等	職名	氏名	備考
1	埼玉医科大学医学部医療政策学 (埼玉県地域医療構想アドバイザー)	特任教授	小野寺 亘	学識経験者
2	秩父市事業推進アドバイザー (社福)埼玉医大福祉会)	(理事長補佐)	手嶋 顕久	学識経験者
3	秩父市行政経営アドバイザー		大久保 伸一	学識経験者
4	秩父郡市医師会	会長	井上 靖	医療に従事する団体の代表
5	秩父郡市薬剤師会	会長	今泉 直樹	医療に従事する団体の代表
6	秩父郡市看護師会 (秩父市立病院)	会長 (看護部長)	新井 寛子	医療に従事する団体の代表 (市立病院の医療従事者)
7	秩父保健所	所長	平野 宏和	関係機関の代表
8	秩父消防本部	消防長	加藤 好一	関係機関の代表
9	秩父市立病院	病院長	島村 寿男	市立病院の医療従事者
10	秩父市町会長協議会	会長	田代 勝三	市長が必要と認める者 (市民、利用者の代表)
11	秩父市在宅福祉員連合会	会長	本橋 和美	市長が必要と認める者 (市民、利用者の代表)
12	秩父市立病院事務局	事務局長	古屋敷 光芳	市長が必要と認める者
13	秩父市保健医療部	部長	新井 広実	市長が必要と認める者
14				
15				

事務局

No.	所属等	職名	氏名	備考
1	秩父市保健医療部 市立病院建設準備室	準備室長	黒田 誠	事務局
2	秩父市保健医療部 市立病院建設準備室	主幹	石崎 雅拓	事務局
3	秩父市保健医療部 市立病院建設準備室	主査	関口 英樹	事務局
4	秩父市保健医療部 市立病院建設準備室	主査	富田 浩充	事務局
5	秩父市保健医療部 市立病院建設準備室	参与	高橋 進	事務局
6	秩父市保健医療部 市立病院建設準備室	参与	林 昭弘	事務局
7	秩父市保健医療部 市立病院建設準備室	参与	江田 正広	事務局
8	秩父市立病院事務局	次長	石野 雅禎	事務局（市立病院）
9	秩父市立病院事務局管理課	主席主幹	斎藤 寿	事務局（市立病院）

秩父市立病院建設計画策定委員会条例

令和 6 年 6 月 2 6 日

条例第 1 8 号

(設置)

第 1 条 秩父地域で求められる医療体制に柔軟に対応できる病院機能の維持を目的とした新たな秩父市立病院（以下「市立病院」という。）の建設に関し必要な事項を調査審議するため、秩父市立病院建設計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市立病院建設に係る課題及び検討事項に関すること。
- (2) 市立病院建設に係る基本構想及び基本計画の策定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 秩父郡市内において医療に従事する団体を代表する者
- (3) 市内の関係機関を代表する者
- (4) 市立病院の医療従事者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、その委嘱又は任命の日から当該委員の委嘱又は任命に係る当該事項に関する調査審議が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を 1 人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健医療部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年秩父市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第57号を第58号とし、第50号から第56号までを1号ずつ繰り下げ、第49号の次に次のように加える。

50 市立病院建設計画策定委員会 委員	委員長	日額	6,800円
	委員	〃	6,400円

病院建 ー 2
令和6年7月24日

秩父市立病院建設計画策定委員会
委員長 様

秩父市長
北 堀 篤

秩父市立病院建設基本構想について（諮問）

秩父市立病院建設計画策定委員会条例（令和6年6月26日条例第18号）第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

- 1 諮問事項 秩父市立病院建設基本構想について
- 2 諮問理由 現在の市立病院は、南館は建設から40年以上、本館も30年以上が経過し、施設・設備の老朽化が著しく進んでいる。
秩父地域の中核病院として、地域で求められる医療体制に柔軟に対応できる病院機能を将来にわたって維持していくためには、現在の施設・設備では対応が困難であり、市立病院の建替えが喫緊の課題となっている。
そのような状況を踏まえ、市立病院の建替えを進めるため、秩父地域の中核病院として果たすべき役割や機能、整備の方向性等を盛り込んだ市立病院建設基本構想案の策定について諮問する。

〔担 当（策定委員会事務局）〕
保健医療部 市立病院建設準備室
黒田・石崎

秩父市立病院の現状とこれまでの検討経緯

1 秩父市立病院の現状

※「秩父市立病院の在り方庁内検討委員会報告書」（令和 5 年 10 月 20 日）から

(1) 病院の概要

① 開設

- ・ 1966（昭和 41）年 7 月 1 日市立病院として開設
（1961（昭和 36）年 4 月 1 日 国民健康保険診療所として開設）

② 診療科目

- ・ 内科、外科、整形外科、泌尿器科、脳神経外科、小児科、麻酔科、循環器内科、消化器内科（計 9 診療科）

③ 病床数

- ・ 一般 165 床（稼働病床 136 床）
- ・ 内訳 本館 3 階 29 床（休床中）、本館 4 階 50 床
南館 3 階 36 床、南 4 階 50 床

④ 施設配置

- ・ 本館 1 階 外来診察室、受付窓口、薬局、売店、事務局、救急処置室
2 階 外来診察室、リハビリ室、会議室、院長等執務室
3 階 急性期一般病棟 29 床（休床中）、人工透析室
4 階 急性期一般病棟 50 床
- ・ 南館 1 階 放射線科及び臨床検査科の検査室、厨房、院内保育室
2 階 手術室、中央材料室
3 階 地域包括ケア病棟 36 床
4 階 急性期一般病棟 50 床
- ・ 南館増築棟 1 階は MRI 室など 2 階は地域医療連携室や会議室など

(2) 施設の概要

① 敷地面積

- ・ 10,029.61 m²

② 建物

- ・ 鉄筋コンクリート 4 階建 建築面積 3,786.13 m²
- ・ 延べ床面積 10,479.76 m²（その他施設を除く）
10,566.67 m²（その他施設を含む）

③ 施設の沿革

- ・ 本館 1991（平成 3）年 3 月竣工 約 32 年経過 新耐震
- ・ 南館 1981（昭和 56）年 10 月竣工 約 41 年経過 旧耐震（その後、耐震補強実施）

- ・南館増築棟 2001（平成 13）年 2 月竣工 約 22 年経過 新耐震
※耐用年数 鉄筋コンクリート造 39 年（地方公営企業法施行規則別表第 2 号）

④ 駐車場

- ・構内 140 台＋障害者等用 2 台
- ・職員用 120 台（第 2 駐車場 70 台、旧ぼんち食堂横 50 台、保健所裏 10 台）

(3) 施設の現状

① 南館が 1981（昭和 56）年竣工、築 41 年経過。本館が 1991（平成 3）年竣工、築 32 年経過。病院の場合、減価償却上の耐用年数は病院の場合 39 年となっており、南館はすでに耐用年数を経過している。

② 外来診療では、隣接する診療室の会話が聞こえるため患者さんのプライバシーを保護することが困難な構造となっている。また、救急外来や発熱外来などから放射線科や臨床検査科などの検査ブースまでの動線が長く、急患対応やプライバシーの確保に問題が生じている。

③ 患者さんからの意見としては、

- ・トイレが狭い（汚い）
- ・和式のトイレがある
- ・水回りが悪い
- ・身障者用トイレが少ない
- ・病室が狭い
- ・院内が暗くて古すぎる
- ・バリアフリーになっていなくて危険
- ・駐車場が少なすぎる
- ・お湯の出が悪い
- などの声が寄せられている。

④ 職員からの意見としては、

- ・廊下が狭くベッド移動が不便
- ・トイレが狭くて（身障者用トイレが少なく、洗面所が狭くて）介助しづらい
- ・部屋が狭く作業がしづらい
- ・お湯の出が悪い
- ・掃除をしても汚れが取れず臭い
- ・医療機器が欲しいが部屋が狭くて入らない
- ・空調機の容量不足により手術室の温度管理ができず手術に影響がある
- ・転用できない無駄なスペースが多い
- ・医局が手狭
- ・相談室や小会議室が少ない
- などの声が寄せられている。

(4) 主要設備の現状

① 電気設備

ア. 受変電および配電設備（耐用年数 25 年）

1981（昭和 56）年設置（南館建設時）。一部は更新しているが 1981（昭和 56）年製のものが多く残っている。2022（令和 4）年度から 4 年間かけて改修工事を実施中。

イ. 照明設備（照明器具 耐用年数 30 年）

40 年以上経過した南館の照明器具は老朽化が著しく故障リスクが高い。

② エレベータ（耐用年数 17 年、メーカーメンテナンスをしていれば 20～25 年は使用可能）

ア. 1・2号機（南館）

2010（平成 22）年リニューアル実施。約 12 年経過。

ただし、現状では耐震基準や二重ブレーキ化などで法令上不適合。

イ. 3・4号機・小荷物用（本館）

1991（平成 3）年設置（本館建設時）。約 32 年経過。

部品供給期限（2017（平成 29）年 12 月まで）が到来。メーカーから、故障発生時の部品供給は在庫品又はリサイクル品で対応しているが、そう長い期間の対応は難しいと言われている。

全撤去での更新であれば建築基準法の基準をクリアできるが、工期は 40 日程度かかる（その期間は運転停止）。この場合、工事による粉塵や騒音の発生などで課題が生じる。

③ 水道設備

ア. 受水槽・高架水槽・揚水ポンプ（それぞれ耐用年数 20 年）

・本館（上水・トイレ洗浄水）

1991（平成 3）年設置（本館建設時）。約 32 年経過。

受水槽…1 基（槽内 2 分割/鉄パネル型/呼称容量 50 t）

揚水ポンプ…2 台

高架水槽…1 基（槽内 2 分割）

・南館（上水）

1981（昭和 56）年設置（南館建設時）。約 41 年経過。

受水槽…1 基（槽内 2 分割/鉄パネル型/呼称容量 50 t）

揚水ポンプ…2 台

高架水槽…2 基（槽内分割なし）

・南館（雑用水系統）

1981（昭和 56）年設置（南館建設時）。約 41 年経過。

受水槽…1 基（兼消防水槽）

揚水ポンプ…2 台

高架水槽…2 基（槽内分割なし）

受水槽は老朽化著しく一部で水漏れもあり。揚水ポンプも故障歴あり。早急に更新の必要がある。

イ. 配管

・本館 1991（平成 3）年設置（本館建設時）。約 32 年経過。

・南館 1981（昭和 56）年設置（南館建設時）。約 41 年経過。

時々漏水が発生。その都度修繕を実施。錆やスケール発生による目詰まりやバルブの不具合などもあり、対症療法的な修繕で対応している。全面的な更新は難しい。

④ 排水設備

ア. 配管

- ・本館 1991（平成3）年設置（本館建設時）。約32年経過。
- ・南館 1981（昭和56）年設置（南館建設時）。約41年経過。
目詰まりによる排水不良が発生することあり。対症療法的な修繕で対応している。
全面的な更新は難しい。

⑤ 空調設備

ア. 吸収式冷温水発生機 2台（耐用年数15年）

2009（平成21）年設置（約13年経過）。

制御盤の基盤が供給停止となったため、2022（令和4）年度に制御盤を更新。

冷温水ポンプ（一次ポンプ2台・二次ポンプ4台）と冷却水ポンプ（2台）も老朽化が著しく、故障・修理歴ありのため、2022（令和4）年度に更新。

本体については、オーバーホールをするだけで約2千万円かかると言われている。

イ. AHU（エアハンドリングユニット）（耐用年数15年）

- ・本館（1991（平成3）年設置（本館建設時）。約32年経過。）

外来系統、事務室系統、人工透析室系統、病棟系統の4系統

（老朽化により冷暖房効率低下のため使用中止。人工透析室系統は2022（令和4）年度にオーバーホールを実施し稼働中。）

- ・南館（1981（昭和56）年設置（南館建設時）。約41年経過。）

検査室系統、放射線室系統、厨房系統、手術室系統、中央材料室系統、RI室系統、病棟系統の7系統

（老朽化により冷暖房効率低下のため使用中止。厨房系統と中央材料室系統はR4にオーバーホールを実施。検査室系統を含め4系統は稼働中。）

ウ. ファンコイル（耐用年数15年）

- ・本館（1991（平成3）年施工（本館建設時）。約32年経過。）

病室のものは2017（平成29）年にオーバーホール実施。

- ・南館（1981（昭和56）年施工（南館建設時）。約41年経過。）

病室のものは1991（平成3）年に更新し、2017（平成29）年にオーバーホール実施。

エ. エアコン

AHUやファンコイルの他にエアコンが約70箇所設置されている。設置年はそれぞれ違うため、老朽化や故障状況により随時修理・更新している。

⑥ 給湯設備

ア. 温水用ボイラ 2台（耐用年数15年）

2009（平成21）年設置（約13年経過）。耐用年数は15年だが、自社製品のため部品は15年以上経過しても供給可能。水管交換（100～200万円）を実施すれば本体の更新は不要。

イ. 蒸気用ボイラ 2台（耐用年数15年）

2009（平成21）年設置（約13年経過）。耐用年数は15年だが、自社製品のため部品は15年以上経過しても供給可能。ただし、20年使用している施設はほんのひと握りで、

15 年が更新の目安と当該メーカーから言われている。

⑦ その他

ア. 自動ドア

全 18 箇所中 16 箇所が JIS 規格に非対応。メーカー推奨の更新時期経過。

イ. 医療ガス設備

- ・空気圧縮機（13 年経過。耐用年数 10 年）

2019（令和元）年度にオーバーホール実施。すぐに壊れることはないが、部品生産が終了したため、故障時に修理できない恐れあり。更新費用 800 万円以上。

- ・圧力スイッチ・制御盤

30 年以上経過し老朽化。保守点検報告書で更新を提案されている。

ウ. 消防設備

- ・スプリンクラー用非常用発電機（1991（平成 3）年設置。約 32 年経過。）（耐用年数 30 年）

- ・スプリンクラー用ポンプ（1991（平成 3）年設置。約 32 年経過。）（耐用年数 27 年）

2 これまでの検討経緯

(1) 平成 29 年 10 月～平成 31 年 3 月 病院施設の今後を検討するチーム会議

- ・「秩父市立病院新病院基礎調査」を実施
- ・1 床あたり 80 m²、総面積 13,500 m²の整備面積を想定し、改修・改築等を行う場合の 4 パターンを設定し、それぞれの長所・短所を検討。

(2) 令和 3 年 1 月～3 月 病院建設に向けての庁内検討会

- ・問題点の整理（施設の現状、利用者アンケート、職員の声等）
- ・仮に病院を建設するとなった場合に、用地をどうするかについて庁内で検討
- ・仮の建設候補地として現在地を含む 4 か所を設定し、各候補地の現況を整理したうえで比較検討を行った。

(3) 令和 5 年 2 月～10 月 秩父市立病院の在り方庁内検討委員会

① 第 1 回検討委員会（令和 5 年 2 月 16 日 市立病院本館 2 階大会議室）

ア. 病院の施設・主要設備の状況について説明

イ. これまでの検討状況について説明

ウ. 意見交換

② 第 2 回検討委員会（令和 5 年 3 月 22 日 市立病院本館 2 階大会議室）

ア. 院内見学

イ. 病院建設に係る財源について説明

ウ. 地域医療構想における秩父圏域の病床の状況について説明

エ. 意見交換

③ 第 3 回検討委員会（令和 5 年 4 月 28 日 書面会議）

ア. 中間報告（案）の検討について

- ④ 第4回検討委員会（令和5年5月26日 市立病院本館2階大会議室）

ア. 中間報告の最終確認について

- ⑤ 市長・副市長へ中間報告（令和5年6月22日 市長室）

- ⑥ 秩父郡市医師会正副会長へ「秩父市立病院の施設整備に関する緊急アンケート」実施（令和5年8月～9月）

- ⑦ 第5回検討委員会（令和5年9月27日 市立病院本館2階大会議室）

ア. 中間報告の結果について

イ. 最終報告（案）について

〔秩父市立病院の在り方についての検討結果〕

① 施設・設備

施設に関しては、バリアフリー化や動線の問題、スペース不足、トイレや洗面所の問題など、現在の医療ニーズに対応できておらず、これらを解決するためには大規模改修が必要であるが、実施する際は、休止することの許されない救急医療や人工透析、入院対応などの業務を休止しなければならず、大規模改修は現実的には不可能である。

また、設備に関しても、老朽化が進み、数年の間に改修・更新の必要な大型設備が多く、仮にこれらを改修・更新したとしても、現在の施設の寿命が延びるわけではなく、多額の固定資産除却損が発生し、経営上もメリットはない。また、施設の改修・更新と同様に、設備の改修・更新を行う期間は救急医療や人工透析、入院対応などの業務を休止しなければならない。さらに、給排水をはじめとする配管類も施設建設当時からのもので、漏水や排水不良などのトラブルも多く、止水バルブが機能しない箇所も多く、修繕するために全館断水しなければならない事態もたびたび発生しており、これらの改修・更新についても極めて困難である。

このような施設・設備の老朽化の現状は、患者さんの診療や療養環境に支障が生じているだけでなく、職員の勤務環境や採用にも悪影響を与えている。

さらに、今後の秩父地域の医療の充実や患者さんの要望等に対し、現在の施設では対応できないことが多く、施設上の制約から、必要とされる医療の提供が十分にできない恐れがある。

これらの状況や過去の検討結果を踏まえ、秩父市立病院については、できるだけ速やかに移転し、建て替えることが望ましいと考える。

② 建設場所

移転・建て替えをする場合、秩父市立病院新病院基礎調査で想定した面積（1床あたり80㎡、~~総~~延床面積13,500㎡~~の敷地~~の建物を建設できる土地面積）を最低限の必要面積とし、建設候補地はこれ以上の面積が確保できること、旧秩父市内で比較的アクセスの良い場所を条件とする。

③ 診療科

現在の9診療科（内科・循環器内科・消化器内科・外科・整形外科・泌尿器科・脳神経外科・小児科・麻酔科）を維持する。

なお、開業医の減少が危惧される産科や婦人科については、将来、秩父市立病院に開設要望が出される可能性も視野に入れておく必要がある。

④ 病院機能

秩父市立病院に期待されている次の機能が果たせるよう、診療科や病床の整備をはじめ、スタッフの確保、施設・設備・医療機器等の整備を進める必要がある。

ア. 過疎地における一般医療

イ. 救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門にかかる医療

ウ. がん・脳卒中・循環器など、民間医療機関では限界のある高度・先進医療

エ. 研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能

オ. 新型コロナウイルス感染症等の受け入れ拠点としての機能

カ. 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションの提供

キ. 病診連携の拠点

ク. 看護師育成の拠点

⑤ 病床数

今後、秩父地域の人口減少が予想されるものの、地域内の他の医療機関の動向や機能分担、建設・運営にかかる財政支援の適用条件等を踏まえ、現在の病床数である 165 床をベースに、関係者の議論を経て適正な病床数を決定するものとする。

病床の機能別内訳については、急性期病床を基本とし、秩父地域で不足している回復期病床と高度急性期病床を一定数整備することを検討する。

また、秩父地域内には小児の入院施設がなく、秩父市立病院に小児科病棟の再開を望む声は強い。さらに、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症の流行に備え、感染症病床のニーズも高いことから、これら病床整備についても検討していく必要がある。

⑥ 運営形態

秩父市立病院の居住地別の利用者の状況を見た場合、令和 4 年度の外来患者については、秩父市民が 74.8%(54,796 人)、横瀬町民が 9.1%(6,675 人)、皆野町民が 5.4%(3,974 人)、長瀨町民が 2.7%(1,996 人)、小鹿野町民が 6.0%(4,416 人)、その他県内の住民が 1.1%(783 人)、県外の住民が 0.9%(619 人)となっている。入院患者については、秩父市民が 74.7%(24,914 人)、横瀬町民が 8.1%(2,718 人)、皆野町民が 5.3%(1,767 人)、長瀨町民が 5.3%(1,757 人)、小鹿野町民が 5.2%(1,731 人)、その他県内の住民が 1.1%(356 人)、県外の住民が 0.3%(128 人)となっている。

このように、秩父市立病院の利用者は、秩父地域 1 市 4 町の住民の方が外来・入院ともに全体の約 98%を占めている。そのうち、秩父市民が約 75%、4 町の住民の方が約 23~24%となっている。

このような状況を踏まえ、秩父地域 1 市 4 町での建設・運営が望ましいという声もあるが、4 町の事情はそれぞれ異なり、一筋縄にはいかない可能性もある。

「秩父市単独」「秩父地域 1 市 4 町」「秩父市と秩父地域の一部の町」での建設・運営が検討のベースになってくると思われるが、これらは、庁外の関係者も含めた検討組織で様々な角度から十分な議論を経て決定していく必要がある。

⑦ 今後の進め方

本検討結果を踏まえ、今後は庁内に準備室を設置して専任の職員を配置し、庁外の関係者・関係機関を構成員に入れた新たな検討組織を立ち上げ、専門家の助言を受けながら、移転・建て替えに向けた基本構想・基本計画の策定を進めるべきと考える。

なお、設計・建設にあたり、次の事項に留意が必要である。

- ア．初期費用を抑えることで逆にランニングコストの上昇を招かないよう注意する。
- イ．奇抜なデザインや特殊な仕様を採用して後々メンテナンスしにくい施設にならないよう注意する。
- ウ．光熱水費の使用量が極力抑えられるよう積極的に省エネ仕様を採用する。
- エ．日進月歩の医療ニーズに対応できるよう余裕のある施設にする。

(4) 令和6年1月 保健医療部に市立病院建設準備室を設置

- ・他課所との兼務・兼職の職員7人でスタート
- ・1月から3月までの間に勉強会を5回開催し、市立病院を取り巻く現状の把握や、具体的な検討を進めるに当たっての課題抽出を進める
- ・4月1日付けで専任職員2人を配置し、兼務・兼職職員5人を含め総勢7人体制
- ・引き続き情報収集、課題抽出を行っているほか、庁内外の検討組織の立上げを進める

(5) 令和6年5月 秩父市立病院建設準備庁内連携会議を設置

- ・建設準備を進めるに当たっての庁内検討組織として、関係部局長・課長等12人で組織
- ・5月27日に第1回会議を開催

(6) 令和6年7月 秩父市立病院建設計画策定委員会を設置

- ・秩父市立病院建設計画策定委員会条例（令和6年6月26日 公布・施行）
- ・本日（7月24日）、委嘱（任命）式及び第1回委員会を開催

秩父市立病院建設計画策定委員会 令和 6 年度スケジュール（案）

日 程	項 目	内 容
7/24(金)	第 1 回策定委員会	委嘱・任命、委員長等の互選、経緯説明、策定スケジュールなど
8 月	コンサル事業者選定 (基本構想策定支援)	審査 (8/2) ⇒優先交渉権者決定 (8/8) ⇒ 契約 (8/下)
9/上～中	(参考資料の送付)	コンサル事業者決定報告、構想骨子案の送 付 など (書面報告)
9 月～10 月	(意見照会)	対象：委員
9 月～11 月	(アンケート等実施)	対象：来院者・スタッフ等
11/1(金)13:30～15:00	第 2 回策定委員会	素案（たたき台案）について
10 月～11 月	(意見照会)	対象：委員
12/23(月)13:30～15:00	第 3 回策定委員会	パブコメ案について
予①1/7～2/6 予②1/16～2/14	パブリックコメントの実 施	市報 12 月号または 1 月号に予告記事掲載 後、市 HP 及び窓口で公開
2/中～2/下 (予 2/20, 21)	第 4 回策定委員会	答申案（最終案）について①
2/下～3/中 (予 3/13, 14, 17)	第 5 回策定委員会	答申案（最終案）について② ※予備日程
3/中～3/下 (予 3/13, 14, 17, 19, 21)	答申 (任期满了)	構想案を市長に答申 (正副委員長出席を想定)
3/末	計画策定完了	答申を受け、市としての計画を策定完了

【参考】令和 7 年度（想定）

4 月または 5 月	公募委員の募集	市報 3～5 月号のいずれかに掲載
5 月～	委員の委嘱・任命 (任期開始)	諮問（基本計画案の策定について）
5 月～	コンサル事業者選定	基本計画策定支援
5 月～	基本計画策定に着手	選定業者